

参考資料

- 1 亀岡市健康づくり推進会議設置要綱
- 2 亀岡市健康づくり推進会議委員名簿

(設置)

第 1 条 市民の生涯にわたる健康づくりの推進を目指し、地域特性に応じた健康づくり対策や環境整備の推進を図るため、亀岡市健康づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 健康づくり計画策定、取組の推進及び評価に関すること。
- (2) 健康づくり対策に係る情報交換及び啓発に関すること。
- (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他生涯にわたる健康づくりに関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、健康づくりの推進のための活動を積極的に行う団体、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体、市民、教育関係者、関係行政機関等から市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 会長は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、別に定める要領をもって運営する。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

亀岡市健康づくり推進会議委員名簿

(順不同・敬称略)

分 野	所属団体等		氏 名	備 考
学識経験者	1	立命館大学産業社会学部	松田 亮三	会長
	2	京都先端科学大学	吉中 康子	
保健・医療 ・福祉関係	3	亀岡市医師会	米原 亨	
	4	亀岡市歯科医師会	天野 浩	
	5	亀岡市薬剤師会	寺田 希久子	
市民代表	6	市民代表	佐藤 佳男	副会長
	7	市民代表	田中 善平	
地域組織関係	8	亀岡市老人クラブ連合会	木村 一良	
	9	亀岡市社会福祉協議会 (亀岡市子育て支援センター長)	金田 爾子	
	10	亀岡市障害児者を守る協議会	山内 育子	
教育・保育関係	11	亀岡市学校保健会中学校代表	木村 茂	
	12	亀岡市学校保健会小学校代表	橋本 浩三	
	13	亀岡市PTA連絡協議会	田上 多栄	
	14	亀岡市公立保育所所長会	黒木 仁美	
行政関係	15	京都府南丹保健所	細野 幸代	